

## 主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月○日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、昭和○年○月から昭和○年○月まで、会社の倉庫において、石綿の入った麻袋を回転庫に入れ、ふるいにかける作業に従事した。

被災者は、平成○年○月○日、D病院に受診し「両側胸膜肥厚」と診断され、同年平成○年○月○日、労働局長から石綿健康管理手帳の交付を受けていたところ、平成○年○月○日、E病院に受診し「気管支炎」と診断された。被災者は、労働局長に対しじん肺管理区分申請を行ったところ、平成○年○月○日付けで「管理1」との決定がなされた。

その後、被災者は、平成○年○月○日、E病院で「肺炎」と診断され、療養を継続していたところ、平成○年○月○日、同病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「慢性呼吸不全」、直接死因の原因は「アスベスト肺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、被災者が石綿ばく露業務に従事したことにより石綿肺を発症し、死亡に至ったものである旨主張している。

(2) ところで、石綿にさらされる業務による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、認定基準に基づき、以下検討する。

(3) 被災者の石綿ばく露状況については、請求人の申述及び被災者に係る石綿取扱作業従事歴証明書の記載からみて、被災者は会社において昭和〇年〇月から〇年〇月までの1年7か月間石綿ばく露作業に従事していたものと判断する。

(4) 被災者に発症した疾病等についてみると、以下のとおりである。

ア F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「右下葉の胸膜はごく軽度に癒着と肥厚が認められるが、肺野に石綿肺の所見は認められない。左側では石灰化を伴う胸膜プラークが認められるが肺野に石綿肺の所見を認めな

い。」旨の意見を述べ、被災者の疾病は石綿肺とは診断できないとしている。

なお、労働局長は、じん肺管理区分申請に対し、平成〇年〇月〇日付けで「管理1」の決定をしている。

イ G医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、「直接死因である慢性呼吸不全の原因としてアスベスト肺。解剖の結果、アスベスト肺による高度の胸膜の線維性癒着あり。」と記載しているところ、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「アスベスト肺による慢性呼吸不全と考える。病理解剖で両肺に高度の線維性癒着を認め、アスベスト肺に矛盾しない所見である。」旨の意見を述べて、被災者の疾病を石綿肺であると診断している。

ウ さらに、H医師作成の平成〇年〇月〇日付け病理解剖診断報告書には、「グレード3の石綿肺であり、両肺とも肉眼的及び組織学的に石綿肺に合致する所見である。」旨記載されている。

エ 上記アないしウの各医証によると、被災者に係る石綿肺の発症の有無については、その意見が分かれるところとなっており、同人が石綿肺にり患していたか否かについて確定することはできない。

オ そこで、当審査会において、改めて、平成〇年〇月〇日撮影の胸部CT画像及び同年〇月〇日撮影の胸部X線画像のほか、平成〇年〇月〇日撮影の胸部CT画像及び同年〇月〇日撮影の胸部X線画像を読影したところ、上記同年〇月〇日撮影の胸部X線画像において、肺野に強度の線維化が認められるとともに、胸膜プラークも確認できた。さらに、同画像等の鑑定を依頼したI医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(平成〇年〇月〇日撮影の胸部X線画像は)石綿ばく露肺として全く矛盾しない画像所見である。初期段階で石綿とは無関係の右上肺野に限局する胸膜肥厚像とされていた陰影は、漸増し大きな腫瘤影へと進展しており、これは、大量の石綿吸引に伴う強度の肺線維症による、いわゆる進行性腫瘤形成性肺線維症(じん肺分類の大陰影)に相当する変化であり、じん肺管理区分管理4のじん肺症と判断可能である。」と述べている。当審査会における読影結果やI医師の意見を踏まえると、被災者は石綿肺にり患しており、その程度は「じん肺管理区分管理4」程度とみるべきものと判断する。

したがって、当審査会としては、請求人に発症した疾病は認定基準に該当する石綿肺であり、業務上の疾病であると判断する。

(5) 以上からすると、被災者は石綿肺が原因となって死亡したものであると判断するのが相当であるから、同人の死亡は業務上の事由によるものであると認められる。

4 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のおり裁決する。